

令和4年第3回熊野町議会定例会

会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和4年9月13日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和4年9月14日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（16名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 水原耕一  | 2番 福垣内邦治  |
| 3番 光本一也  | 4番 中島数宜   |
| 5番 尺田耕平  | 6番 竹爪憲吾   |
| 7番 諏訪本光  | 8番 沖田ゆかり  |
| 9番 片川学   | 10番 時光良造  |
| 11番 民法正則 | 12番 荒瀧穂積  |
| 13番 山吹富邦 | 14番 山野千佳子 |
| 15番 中原裕侑 | 16番 大瀬戸宏樹 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（0名）

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |      |
|--------|------|
| 町長     | 三村裕史 |
| 副町長    | 岩田秀次 |
| 教育長    | 平岡弘資 |
| 総務部長   | 西村隆雄 |
| 住民生活部長 | 貞永治夫 |
| 健康福祉部長 | 時光良弘 |
| 建設農林部長 | 堂森憲治 |
| 教育部長   | 隼田雅治 |
| 総務部次長  | 西岡隆司 |

|               |       |
|---------------|-------|
| 住民生活部次長       | 西川伸一郎 |
| 健康福祉部次長       | 西村ゆり  |
| 建設農林部次長       | 安宅俊道  |
| 建設農林部公営企業担当次長 | 寺垣内栄作 |
| 教育部次長         | 立花太郎  |
| 財務課長          | 多久見良数 |
| 政策企画課長        | 須賀雅彦  |
| 産業観光課長        | 近藤光宏  |
| 収納管理課長        | 福嶋春樹  |
| 防災安全課長        | 花岡秀城  |
| 生活環境課長        | 熊野孝則  |
| 高齢者支援課長       | 井原志保里 |
| 子育て支援課長       | 佛圓至裕  |
| 健康推進課長        | 桐木和義  |
| 農林緑地課長        | 堀野准   |
| 都市整備課長        | 宗像雅充  |
| 会計課長          | 福垣内哲治 |



7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 榎並正和 |
| 議会事務局書記 | 尾濱宏教 |



8. 議事日程（第2号）

開会宣告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 5号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について
- 日程第 3 報告第 6号 一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況について
- 日程第 4 議案第29号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

- 日程第 5 議案第 30 号 広島県水道広域連合企業団の設立及び規約の制定について
- 日程第 6 議案第 31 号 熊野町教育委員会委員の任命の同意について（佛圓悦子）
- 日程第 7 議案第 32 号 熊野町教育委員会委員の任命の同意について（佛圓弘修）
- 日程第 8 議案第 33 号 令和 4 年度熊野町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 9 議案第 34 号 令和 4 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 10 議案第 35 号 令和 4 年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 11 議案第 36 号 令和 4 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 12 議案第 37 号 令和 4 年度熊野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 13 議案第 38 号 令和 4 年度熊野町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 14 認定第 1 号 令和 3 年度熊野町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 認定第 2 号 令和 3 年度熊野町上水道事業会計決算認定について

~~~~~〇~~~~~

9. 議事の内容

（開会 9 時 30 分）

○議長（大瀬戸） ただいまの出席議員は 16 名です。定足数に達していますので、昨日に引き続き、会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第 1、一般質問を行います。

12 番、荒瀧議員の発言を許します。荒瀧議員。

~~~~~〇~~~~~

○12 番（荒瀧） 12 番、荒瀧穂積でございます。

昨日に引き続き、御苦勞でございます。町内、大変な問題、山積のようでございます。みんな力を合わせて解決をしていきたいと。一つ一つ町民の幸せのために頑張りたいと思います。

今回の質問につきましては、まず、今、岸田総理、デジタル田園化構想の中で、河野大臣がデジタル庁の大臣として一生懸命旗を振っていらっしゃいます。熊野もその予算がこのたびにつきまして、どのあたりまで行っていくのかと。一体これをするによって熊野町はどういうふうに変わっていくのだろうかということについての点。

2番目は、これちょっと申し訳ないですね。私が4回目、5回目の質問になります。ちょっと面倒くさいように感じられるかも知れませんが、時が問題、事を解決すると。4年目にしましてある書類を読みまして、あの日はこういう状態だったんじゃないというのが体験談の中で分かりました。大変な生き地獄な状態があたのときに起こってありました。この中を消防団の英断、命をかけた奇跡の救出劇があったように読めます。あたのときにほんと二次災害がなくてよかったなど。これを二度と繰り返さないためにはいかがしたものかと。やはり主体的にこういうものを捉えていかななくては、上から物が下りてきたからそのまま書類を流すいうだけでは本当の実態は対応できないというのが分かったように思います。それが2番目でございます。

具体的に申しますと、デジタルについては今後のスケジュールはどういうふうになっているか。当然、国からもしっかりとお金をいただかないと、今まで私らはアナログで生きてきておりますので、これを行動変容を起こしていかなくちゃいけません。その次、推進に向けての問題点。これはどういうふうになっているかをお聞きしたいと思います。

2番目の防災については、国土技術政策総合研究所、災害の後、いち早く入っていただきました。私どもも視察に行こうとしておったんですが、地震が起こりまして、東京でほかの視察になりましたが。どういう技術チームがおられるか、ぜひ会いたかったんですが、会えておりませんけども、二方向避難をなさいと、いち早く御指摘をいただきました。私、建築の端くれでございますが、建築の防災は40年前から二方向避難です。ホテルニュージャパンのあの大惨事が起こり、しっかりした二方向避難をつくると。だから学校等も二方向避難を確保してあろうかと思っております。そういう意味では、私どもの能力を出すだけでも二方向避難というのはできたんですが、やはり高い位置からの視点でアドバイスいただいた。

ただ、これは二方向ができたとしても、今回の経験を受けると片方がつぶれとったわけですね、出入口が。逃げられない。となると、二方向両方だめだったら同じような現象が起こるわけですね。だから、これを一連の避難の流れの中でどういうふうに確保できるかというのをお聞きしたいと思っております。

次は、例の7月6日の豪雨でございます。一番私が心配をしておったのは避難指示という中身でございます。これを2017年の段階から現在まででどういうふうに中身が変わってきたか。そういう中で、このときの発令は住民にどれまで伝わったかなど。避難行動を起こしていらっしゃる方の事例を見ると、避難されていらっしゃいます。命も12人亡くなっている。この方々はどういうふうな避難の仕方分かりませんが、その中で生きていらっしゃる方、たびたびテレビに出ていらっしゃいますが、やっぱり避難途中に亡くなっているというのは事実です。ということは、よくよく人間の行動の変異を受けるまでには私どもの力が足りなかったなど、こういうことも踏まえて、もう一度この4年間を検証していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 荒瀧議員の2つの御質問、「町の業務デジタル化について」と「災害への対応について」、お答えします。

まず、1番目の「町の業務デジタル化」についてですが、デジタル技術を活用しながら、行政サービスの変革を推進するため、令和3年3月に熊野町DX推進計画を策定し、デジタルトランスフォーメーションの推進に取り組んでいるところでございます。

この計画には、「行政サービスの利便性向上」、「行政運営の効率化」、「地域課題の解決」、「情報通信基盤の整備」の4つの基本方針を掲げており、そのうち「行政サービスの利便性向上」では、「役場に行かなくてもよい」、「待たなくてもよい」、「書かなくてもよい」など、利用者の立場に立ったスピーディーな行政サービスを実現することとし、また「行政運営の効率化」では、AI等の革新技术を活用し、人的・財政的な軽減を図るとともに、職員の働き方改革や職場環境改革につなげることを掲げ、行政業務の効率化に取り組んでおります。

詳細につきましては、総務部長から答弁いたします。

次に、2番目の「災害への対応」についてですが、平成30年7月豪雨で大原ハイツが孤立したことを踏まえ、複数避難路等の整備を目的に「避難路整備事業」を着実に実施しているところであります。また、避難情報の発令では、令和元年度に警戒レベルが5段階表示に、さらに昨年5月には「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化されたことにより、警戒レベル4での避難のタイミングが住民に分かりやすくなったと考

えております。今後も、避難が必要となった際には、適切に避難情報を発令してまいります。

詳細につきましては、住民生活部長から答弁いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西村） 荒瀧議員の御質問、「町の業務デジタル化について」詳細にお答えします。

熊野町DX推進計画は、令和7年度までの計画となっております。先ほど町長の答弁にありましたように、行政業務の効率化については、4つの基本方針のうち「行政サービスの利便性向上」、「行政運営の効率化」を掲げて取り組んでいます。

これまでの具体的な取組としては、「押印、書面、対面主義の見直し」として、令和3年度から申請書等への押印の見直し・ハンコレスに取り組み、令和4年4月から申請書等への押印の廃止を実施しております。

今後の予定としては、職員がヒアリングによりオンラインで申請支援を行う「書かない窓口」を実現するための「総合窓口支援システム」の導入を、本定例会の補正予算に計上させていただいているところです。また、職員の業務上の決裁における押印の見直しとして、文書管理・電子決裁システムの導入検討に取り組むこととしております。

次に、「リモートワーク等の推進」として、災害時やコロナ禍においても、住民サービスの著しい低下を招かぬよう、また町の業務の継続性を確保するため、令和3年10月からテレワークの実証実験を開始し、引き続き今年度も取組を実施しているところです。

次に、住民サービスの向上と業務効率化を同時に実現するため、令和3年度から行政手続のオンライン化や、庁内ネットワークの無線化、電子申請システムによるオンライン決済の導入、LINE機能の拡充を図る取組を実施しております。これらDXの推進に係る取組につきましては、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「デジタル基盤改革支援補助金」を活用しております。

DXを推進する上での課題としては、職員はデジタル知識の専門性に乏しい上に、人事異動ということもあり、デジタルに精通した職員の育成及び外部デジタル人材の確保が課題となっております。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 貞永住民生活部長。

〇住民生活部長（貞永） 荒瀧議員の2番目の御質問、「災害への対応」について詳細にお答えします。

1点目の「二方向避難路に通行可否の表示が必要では」についてですが、現在、本町は予想される降雨の状況により、警戒レベル2から自主避難所を開設するなど、早めの避難を推奨しています。また、避難路整備事業により、確実に避難ができる避難経路の確保に努め、避難路の喪失により災害に巻き込まれることがないように対策を進めているところです。

御質問の、二方向の避難路、それぞれの通行ができるかどうかの表示については、避難をする上では有益な情報であると考えています。今後、デジタル技術などの進歩により、各避難路が通行できなくなったことを自動で感知し、住民に伝える手法が確立されていけば、より安全な避難行動につながると思います。自動で通行できなくなったと判断する技術や全ての避難路に設置するための費用や時間がかかるなどの課題があると考えます。このような手法が手軽に導入できるようになるまでは、今までどおり、地域での連絡体制の整備や呼びかけ避難、そして早めの避難を基本に、万が一通行不可能となった避難路の周知など、そのときの最新の情報を住民間で共有し、地域で助け合いながらの避難行動をしていただくように周知していきたいと考えています。

次に、2点目の「2018年7月6日豪雨の19時40分時点は現在の避難レベルでは「5」と考える。当時の避難指示発令は正しかったか」についてですが、当時の19時40分に、土砂災害、浸水害の大雨特別警報が気象台から発表されています。この情報は、現在の5段階の警戒レベルの発令判断基準では、議員の言われるとおり、警戒レベル5の緊急安全確保に該当するものです。この場合、既に安全な避難ができず、命が危険な状況であれば、垂直避難等により、今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動などをすることが、危険な場所にいる住民が取るべき行動となります。

一方、発災当日の19時40分の避難指示の発令につきましては、当時の発令判断基準では、発令する避難情報は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示の3つであり、気象台と広島県から特別警報の発表がされたときには避難指示を発令するこ

とができるとしていましたので、基準に沿ったものであり、避難指示の発令に誤りはなかったと考えています。今後も、早めの避難、命を守る行動など、事前の備えについてしっかり周知し、適切な避難情報を発信してまいります。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~〇~~~~~

○12番（荒瀧） もう二度と災害死がないようにという、町長も昨日の答弁にもありましたので、計画も入念に行うと。支援者のほうもするという話も出ておりますので、このあたり、後ほど入りますが、まずデジタル化の件でございます。

国としては河野大臣、もう勧告権まで使おうかという話も出ておりますね。というのは省庁がなかなか動かせないという様子のようにございます。その中で熊野はいち早く動いていらっしゃるようにも拝見するんですが、今のようなデジタル化によって利便性が増すと。国が望ましい地方自治体のデジタル化という像、ビジョンというのは出していらっしゃるんですかね。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀政策企画課長。

~~~~~〇~~~~~

○政策企画課長（須賀） 国のほうもDX推進計画ということで計画を策定しております、それに基づきまして、熊野町におきましても令和3年3月に熊野町DX推進計画というのを掲げておりますので、国に沿った推進に基づいて町のほうも進めていくというような形になると考えております。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~〇~~~~~

○12番（荒瀧） どんな感じになるのか、私も非常にイメージがしづらいんですが、こんな中でやっぱり人材。ちょっとお聞きしましたら、このたびの採用予定の方がだめだったと。今は室長からすると1人、宗條さんが一生懸命孤軍奮闘されていらっしゃるのかなと心配をしておるんですが、このあたりをフォローアップできるような人材という



のは、その後、可能性はないんでしょうかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） D X推進のアドバイザーの登用という形になろうかと思いますが、国のほうではデジタル専門人材派遣事業というのを進めておられて、これは今年の当初予算のほうでD X推進アドバイザー負担金として560万措置をしていただいております。

この事業につきましては、IT企業が国に協力事業者として登録をして、町のほうは国のほうに事業を要望するというので、国によるマッチングによる協議を昨年12月から2月にかけてやってきたんですけども、一応協定締結まで進めてきたんですけど、3月に入りまして会社の方針のほうで派遣事業の撤退、辞退をするという報告がありました。

その後、広島県の実施しております情報人材派遣事業、こちらのほうの活用を相談をしてみたんですけども、今年度は県のほうは1人で、三原市のほうと江田島市のほうに派遣をするということで、熊野町のほうにはちょっと派遣していただけないという状況になっております。

ということで、現在のところ、今年度の登用は厳しい状況になっておりますが、このD Xの推進にはアドバイザーというのはどうしても必要になってくると考えておりますので、来年度の登用に向けて調整、模索中ということで進めております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 県のほうにももう少し本気になっていただいて、人材を、きっとITは今の大学生、相当数就職先で目指していらっしゃると思います。ゲーマーになるという方とか、ユーチューバーというの最近はお出ているようでございますが、これも形を変えればD Xの一つであろうと思うんですが。

この近辺で言いますと、例えばディスコとか、マイクロンなんかは多分もう5Gの時代で、どんどん回してらっしゃると思います。私、前回申しました自動運転の話、10

年先の話ですよと申しましたけども、こういうことを構築する、構想を持つことによって、そういう方々が熊野町に集まってきていらっしゃる、来られると、可能性を求めたわけでございます。

そんな中、ぜひ県のほうにもやっぱりリスク、1つがだめならだめでなくて、次の方法がある、次の方法があると。やっぱり何ぼか安全リスク、リスクじゃない、どういんですか、あれは。安全バルブというんですかね。これも用意されながら。当然、行政のデジタル化というのは特殊だろうと思うんですね。物を生産するわけでないですから。で、内部情報も相当数あるわけですね。もうこの中の情報を生かすことによって、町民が幸せになる。もっといえば職員が幸せになれると。案外週休3日制というのも可能じゃないかなと。1日は読書をするとか、自分のセンスを磨く時間にとれると。給料は一緒ですよ。というようなゆとりを持った働き方改革もできるんじゃないかと私は思っております。

だから、ぜひ、どうもいろいろこのDXをよけて通ると、後進国がどんどん電子マネーも含めて伸びてくるんですね。日本は既得権益者が真ん中におるもんですから、この方々がすなすなと。当然銀行なんか嫌ですよ。自分が要らんようになったら困りますから。そういう中で、もう中国とか韓国なんかは8割、9割電子マネーの時代に入っておると。日本はいつの間にか先進国だったのが後進国になっていると。これは国が重々今認識されてらっしゃるわけだとは思いますが、私ども地方もいかに生き抜いていくか、非常に試練を受けておる時期だと思います。

町長さん、どちらかにいい人材は、お知り合いはおられませんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西村） すみません、人材につきましては、先ほど課長のほうも答弁しましたように、まだ今検討させていただいております。また、いい人材を探して、アドバイザーといいますか、このデジタル推進に向けて活躍していただける方を探してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

〇12番（荒瀧）　ほんとデジタル人材というのは非常に扱いが難しい方だと私は思いますよ。企業の中で、社員でそれなりに生きていかれる方じゃなくて、一匹狼みたいな感じの能力で生きていける社会で、極端に言えば、勤めてるけど意見が合わないからやめるとか、そういうのが激しい社会だろうと思いますね。だから、そういう中で生きた人材を確保するという意味では、1つはやっぱり内部人材を育てると、若い人を。専属のやっぱりIT専属職を設ける。何年かごとに異動させずに、そういう発想はございませんでしょうかね。

〇議長（大瀬戸）　岩田副町長。

〇副町長（岩田）　おっしゃるとおりで、私、役場に入庁した当時に職員でパソコンを打てる人というのが一、二名というぐらいのそういった時代だったんですが、もう皆さんが打てる時代と、こういうふうに随分進歩してきました。ですから、職員の中にもかなり知識を持った者がおるんですけれども、その知識を高めていくと。これはもちろん大事でございますが、ちょっとレベルが、専門性が非常に高いものですから、それに今コーディネートをする委託などでカバーしております。外部からの人材というのは非常に重要だと考えておまして、そういった人材はたくさんいらっしゃるかもわからないんですが、今回の国の方針、またそういう自治体の方針、そういうところを熟知して、さらにその上で専門性を御存じの方ということになると思うので、今のところは国とか県のそういうアドバイザーを派遣する、そういう支援の体制、窓口を利用して、何とか町のほうに確保していく方法を考えていくというのを中心に考えております。

〇議長（大瀬戸）　荒瀧議員。

〇12番（荒瀧）　ぜひ直接は無理かも知れませんが、河野大臣にそういうふうな申し入れをされたら、喜んで人材を多分派遣してくださるのではないかと思います、あの意気込みからするとですね。だから、今の総理大臣もですが、ボトムアップをしてくれと。現場の本当の情報が知りたいんだと。自分は花火を上げたよと、デジタル田園都市構想だと。でも、実際どこまで落とせるのかと、まだまだ端緒、入り口に入った状態です。

今スタートしたばかりでございまして、県との、単独では国には直接できないのかもわかりませんが、県がそういう人材の確保の数の量とすれば、大変乏しいですからね。全県の市町村はそれを進めるはずですから、ここらも踏まえて積極的に人材確保を求めていっていただきたいと思っております。

そんな中で、どうでしょう。そんな夢物語を言うても多分進めないんでしょうけど、週3日制という、休みをね。西洋人がデジタル化、これは言語が26文字で組み立てる思考回路。これは英語を前提にした話ですよ。日本というのは漢字文化です。片仮名も平仮名もあります。これがデジタル化するのは非常にハンディがあるわけですけど、非常に休みをしっかりと取ります。家庭も大事にします。ということは、時間をしっかりと管理しながら休みを取る。仕事をすると。オンオフが非常にたけてらっしゃると。そういう意味では、チャンスがあれば、これはまず想定の話ですが、週休3日になったときにどんな働き方改革ができるか、考えてみる価値はないですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） デジタル化へ向けての対応は、先ほど課長も部長も申し上げましたとおりで、今、基幹系システムをまず全国標準化する。そして手続のオンライン化を全国的に広めるということで、まずこれに立ち遅れてはいけないので、それ用に今注力をして進めていると。それで、そのことによって、手続のオンライン化というのを今進めているんですけども、これによって書かなくていいとか、待たなくていいとか、待つ時間が短い、また行かなくてもいい、そういったような状況が来るのかもしれない。そこら辺は今後進捗を見ていきたいというふうに思います。

それで、ある程度時間短縮というような効率化を図れると思ひまして、その効率化を図った余力をほかの住民サービスに向けると、これは議員おっしゃるとおりだというふうに考えております。

今は手続のオンライン化が中心になっておりますけども、本来の目的はそれ以外に、今度は行政のサービスの質を上げる。それとか、もしくは行政のいろんな施策をAIとかロボットを利用して、その先端技術を利用して住民の負担を軽減してサービスを向上させる。こういうことが真の目的ですので、そこら辺は考えてみたいと思います。

ただ、週休何日制というのはちょっと答弁を控えたいと思います。

〇議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

〇12番（荒瀧） 一つの具体的な行動変容をするためのという例でございます。休みをどうするかというのも今から人生80年を超えた時代でございますので、しっかりとした人生設計を皆さんしていただかないけんという一つの例の中でございます。

熊野の中には監査委員というのがあります。今回、決算委員会でございますからちょっとこれに触れます。監査委員の、今回私どもの議員のほうにもいただいております資料とすれば、一般会計決算審議検証で、この中で定番でございます。行政の業務の効率化を行いなさいという、毎年同じ文面だと思うんですが、このあたりは結局DXによって随分具体的になってくるのではないかと。監査委員というのは非常に大事なポジションなんです。中立な立場です。忖度しちゃいけません。良識のある方です。指摘するだけではないんです。こういうふうに改善しなさいという指導力がある方なんです。立派な方を選ばれてらっしゃるんですが、このあたりの改善の要素としてはどんなことが可能になるかと思いませんか。

〇議長（大瀬戸） 岩田副町長。

〇副町長（岩田） まず監査に関して、ちょっと私がここで述べるのが適切かどうかという部分は少しちょっと感じるんですけども、今言いますように、一般的にDXの推進に併せて会計監査の部分においても、財務のいろんなデータとか、財務諸表とかから早めにリスクを発見するとか、それとか異常を検知するとか、こういうふうに監査の向上とか効率化を図っていくというのは重要なことなんだろうと思います。

一方では、こういう決算を円滑に進めるためにその事務というのがあるんですが、その負担を軽減するという、それで効率化を図るというのはあると思います。いずれにしても、今はオンラインのほうに注力しておりますけども、監査委員事務局を通じて情報を共有して、監査委員さんとも協議をしてみたいというふうに思います。

〇議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

○12番（荒瀧） 監査委員としては町長に講評されとるようでございますが、多分こういう同じ内容の講評だと思います。だから、今度はより具体的な講評ができてくるものと期待をしますので、いち早く。やっぱり生産性、効率性というのは非常に大事な時代でございますので、期待をしております。

デジタル化についてはこのあたりにいたします。

2点目でございます。災害対応のことでございます。

二方向避難、これはできるだけ善処すると。費用対効果のこともあるんだと思うんですが。委員長さん、今回していただいた土田先生、広大の土田先生。この方がセンサーなんかの研究者だというふうにどこかの文面に、この立派な豪雨被災誌というのができておりますが、読んだように思うんですけども、この先生のノウハウを活用されたりというのは考えられませんか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 土田先生は広島大学の防災・減災研究センターの当時センター長さんでありました。そういった土砂災害についての知識をお持ちということで、議員言われるような、そういった知識を使ってということはあろうかと思っておりますけども、具体的にどのようなことが考えられるかというのは、ちょっと今頭の中に浮かびませんので、また研究させていただきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） せっかくの御縁でございます。やっぱり広大も国立大学もそうですが、やっぱりビジネスにどうつなげていけるかというのは今課題なんです。研究だけで済ましちゃあからんのです。それをもって日本中そういう災害が増えておるわけでございます。コンパクトなセンサーができれば、汎用化できて、先生も事業を興される可能性も持っていらっしゃると思いますので、定期的にはもう交流はないんですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 残念ながら、土田先生は昨年でしたか、もう退官されまして、また次の新しい先生がセンター長になっておられますので、交流自体は今ない状態でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） もったいないんですね、このあたりがね。先生、どうしていらっしゃるか。私なんかは変な男ですから、そういう人にも会いに行くんですけども。眠れる特許とか、眠れる技術というのが日本にかなりあって、それを生かすことによって新しいビジネスに結びつけていかなくちゃいけないというのは国の思いですね。だから、先端の大学にどんどん補助金をつけて、ビームの、武器にするほうのビームの研究者もどんどんお金をいただいているところもあるようでございます。だから、そういうビームでセンサーも連動してくる可能性もあろうかと思っておりますので、ぜひアンテナを張っていただいて、安全確保するためには。

地域の方もやっぱり見回りといいながら4年、年を取りましたね。コロナが入りましたね。なかなか動きづらくなりましたね。家にこもりだしましたよね。体力も落ちたような気がしますね。だから、こういう中で、もう家から出とうないわということが出ちゃええがなという中で、実はこの災害死と公益社団法人砂防学会の平成30年7月豪雨災害の体験談というのを全議員の方にはお渡しをいたしました。読んでいらっしゃる方、読んでいらっしゃる方もあろうかと思うんですが。

概要を申しますと、これは、被災誌の人はカープの試合を見よつたと。奥様は辛うじて隣の人が助け出されたと。だから、避難状態にはないんですね。もう1人の方は、自治会の役員をされていらっしゃる方ですね。これはこの砂防学会のほうにも出てますし、こちらの被災誌のほうにも出ていらっしゃる方でございます。この方は責任感の強い方なんで、もう7時には第四小学校の体育館で名簿を持って準備しとつたと。でもなかなかみんな避難してくれないと。ある方に電話をしたら、固定電話なんでなかなかつながらないと。来られた方が1人来られて、あなた家族はどうしているのというたら、今御飯を食べてますと。じゃあ連れて帰りなさいよというんで、間一髪、災害には遭わずに

その方は無事だったようでございます。ただ、もう一人の班長は、家の下敷きになられて亡くなられたと。こういうのが一つの例でございますね。

もう一つは、この若い方ですね。6時40分頃家に帰って、山の様子がおかしいと、山水の。7時10分に見回りをして、8時には泥水が出だしたと。2回目の土石流、これが20時20分頃ではないかと。1回目が8時前後、前でしょうね、流れて、進入路がもうつぶれてるんですね。この方が、これはおかしいということで、避難をされよって、車に乗って避難しよったら、前が混んどったんですね。なぜかというに通れないから。あの団地、右側に逃げられる道が2本あります。どれかで右に逃げられて辛うじて命が助かったと。その後土石流が来て、車を流して、角の家にぶつかって、その家との車とガソリンに延焼して火事が起こったと。それまでの停電の時間帯を見ればそれも分かるんですが、結局その角のお宅の方もそこにおられたんですが、何とか逃げられたんですね。命は助かっていらっしゃるようでございます。

だから、私もよく読む本の養老孟司という男がおりますが、命というのは運があるというんですね。生きる方と亡くなられる方は運が、この人の八十何年生きているうちで。そんな中で、私どもができる範囲のことは、その運をできるだけ高めてあげるようにしていかなくちゃいけないと。町長も、なかなか逃げてくださらんのですと、答弁も4回のうちでいただいておりますが、まだまだ私どもの熱意が足らんかったんだろうなど。

皆さん、これ避難指示です。避難指示の話をまたしますが、避難指示でも逃げられます。これが現実なんですね。だから、このあたりも重々肝に据えまして、消防団員の方がその後、孤立した方々を救いに入ってくださいと。あのときに大方土砂が流れとったけえ、えかったんですが、あれがまだ残とったら、二次被害、三次被害が起こった可能性がございます。このあたり、今後こういうことが起こったらどういう態勢で臨むかというのは重々考えていらっしゃるとは思いますけども、やっぱり計画と実行となると全然イメージが違いますよね。

ここで、一番私が前から要であるというところは、避難指示という言葉なんですよ。小学校の子供に例えば避難指示と言ったときには、避難の指示を受けたんですから逃げなさいという意味ですよ。これが2017年、だから安佐南の災害を受けて後の避難情報なんです。その後がない。逃げなさいだけなんよ、あのときは。それは災害が起こったことを想定してないんですね。あれ全町に配ったハザードマップだと思うんですね。2018年、次の年の3月に第四小学校区のハザードマップが出ました。ここでは避難



指示は避難をやめてください、命を守ってくださいという表示に今度変わるんです。それからまた二転三転して、やっぱり避難指示は避難を指示するという言葉。そりゃ、日本語ですから、それが。こういうふうに変遷してきた。これはどうお考えでございますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 発令情報というのは、先ほど申しましたように3つあると。その中の避難指示。これにつきましては、議員言われるように、住民が求める行動というのはちょっとその時々によって変わってきてると思います。しかし、やっぱり一番最後のものということであって、御本人が、やっぱり避難の途中であれば避難を完了していただく。また、避難をしてない方には避難を早急に促す。ただし、周りが避難ができなくなったという状況であれば、垂直避難等も考えていただくというような意味を込めていろいろ出しているわけですが、そこら辺の周知につきましては、当時としても十分できていなかったというのは、私どもも反省をしているところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） この避難指示、避難情報というのは町だけでできる分量のものじゃないんですよ。多分国から、県からこういう資料が来て、吟味されて、この場でも安佐南の災害があった後、やり取りがございました。そのときの話でも避難指示までで止まってるんですね。

これは主体的にというのが最近出ましたね。やっぱり自分のこととして考えるという。今、気象庁なんかの避難情報も組み替えないと、他人事の情報になったら困るぞということだと思んですが、それぞれが一人称の自分としてはどうするかと。ちょっと考えれば分かるんですね。避難指示だけでは済まないよと。安佐南の、できない状態が起こったわけですから。で、巻き込まれて亡くなられたわけですね。ということは、もう一歩進めれば、命を守る場所を2017年の段階でも表示すべきことであつたわけですね。

その次の段階、変えられました。でも、避難指示という言葉は小学生の現場主義の視点から見れば、あなたこれをしなさいという指示を受けたわけですから、避難をするのが普通の受け取り方ですよ。ということは、もうワンランク上のものが必要ではないんかと。言葉としては避難をやめなさい、命を守ってくださいと。だから、避難指示という言葉が正しかったかどうか。それよりも命を守るべきだと、安全なところに行ってくださいという告知のほうが望ましかったのではないかと思うわけでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 議員言われるとおりになんですけども、そういった意味で、4年前の3段階の状態から、国のほうが翌年に5段階に。5段階の中でも警戒レベル4で避難勧告と避難指示があったと。これが間違いやすいというような状況がありましたので、今回、昨年5月20日ですか、避難指示をなくしてレベル5の緊急安全確保という形に整えて、国民に対して分かりやすくというふうにしたのが国の方針というふうを考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） この計画は自治事務ですかね、機関委任事務ですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 防災に関しては、自治事務でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） そういう意味でも、私ども、ここにおる者が真剣になって考えるべき課題なんですね。だから、町会議員も今度は人数が減るんですが、やっぱりそれぞれのビジョンを持った人の視点で吟味もし、住民視点、現場視点で計画をつくると。命を守

る。町長は宣言されました。命はもう絶対死亡者は出さないよと。そういうビジョンの中で、じゃあ、どれだけ組み立てられるかというのも真剣に。今度は複合災害という、もう80%か、30年以内に南海トラフが動く、100%動きますから。これが最悪は、雨が降って湿潤状態のときに動くと、北海道で起こったように山全体が動きますから、今まで想定してないところまで。

それと、もう一つ、最後に1つ。この黄色い良いのができております、防災マップ。浸水の想定が1000年に一度の災害となっております。で、ハザードマップの今のイエローゾーンなんかは、今の何度ですかね、30度、45度の角度で危ないよという基準だと思うんですが、この1000年というのは何か根拠があるんですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 降雨による浸水想定というものについては、従前、100年、1というふうな形でやっていたんですけども、昨今のゲリラ豪雨とか集中豪雨で、それではもう済まないような状況が全国各地で現れているということで、1000年に1回の豪雨でも浸水することがあるということをやっぱり周知しようというふうに県が決めまして、そういったものを情報を県が出されておりますので、それをハザードマップの中に入れて、住民の方に注意喚起をしたものでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） このあたりも1000年というのを見まして、確率論だと思うんですけども、これが適正なのかどうなのかということと、私どもの地形からしましたら、高台でございますので、やっぱり焼山、だから呉市と連携して排水路をきちっとつくっていただくと。こっちは広島市とね。1本進めばざっと落ちるんですよ。だから、浸水の被害がここまではできずに、より安全なまちになる可能性が高いと。だから、呉の方にお聞きしましたけど、導水湖というのがあるんですが、あそこを本庄水源地に水を導水する導水湖と。あそこへゲートがありますね。止水ゲートが。あれがあるがために熊野は浸水しやすい状態になってるわけでございますね。あれを早く落とすとなると、やっ

ぱり焼山のスーパーマーケットのほうがかがにうねってますからね、川が。出ましたね、ディックというんですか、建材会社が見つかりましたね、前回の水害のときにはね。だから、このあたりの改良もやはり連携して、広域でやっていく必要があるかと思います。

だから、そういう意味で今回、避難指示というものが混乱をしとったと。ただ、実態問題、大変な問題なんです、これ。逃げなさいというのと命を守りなさいが同じ表示で、第四小学校区だけですからね。町内全体でいえば、75%の人は避難指示で逃げるという情報しかなかったんですから。これらを誤った情報を出さないように、ぜひみんなの目で検討していきたいと思うんですが、いかがですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） いろいろと御提案、ありがとうございました。

まず、周辺の町との連携はしっかりやっていきたいというふうに思います。

それから、避難情報、いろんな災害の状況によって、国等の方針がちょっといろいろと改正されたというのもあって、ちょっと混乱を招いた部分があるかも分かりませんが、基本的には災害発令情報については、もうこれ全国統一のものでありますので、我々のほうは、それに従って指示とか発令とかいう言葉は使いたいと思うんです。町独自の言葉というのがちょっとどうかなというふうに思いますので、それは共通して行いたいと思います。

それと、やはりそういった発令をちゅうちょせずに早く出すと。これも徹底していきたいというふうには思っております。

そして、災害は立ち向かうことは困難です。逃げる以外の手はないというふうに思いますので、我々の災害情報を待ってその指示に従うという姿勢ではなくて、皆さんが町から出る気象情報を自分なりに判断して、もう自分は早めに逃げていくんだと、そういう機運を皆さんに持っていただけるように、そういう防災のほうに力を入れていきたいというふうに思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） ありがとうございます。

まさに主体的に自分で情報を取る。まず基本ですね。なかなか主体的に情報が取れなくなる年齢の方とか障害のある方々をどうやってフォローするかという問題がございます。今ありますように国が随分管理してくださるんでしょうけど、2025年にどうも太陽のフレアがすごいのが出るという情報が出よります。となると、空の衛星も機能が動かなくなる可能性がある。そうしたときには、じゃあ地域は情報が入らなくなるんですね。ここらの想定も踏まえながら、自然には勝てません。今回経験した中でいえば、ほんと自然の驚異は、人間が結局傲慢になってたと。その中でSDGsという思想も出てきたものと思いますので、発想の転換をしながら問題解決をしていきたいと思います。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で荒瀧議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は10時35分とします。

（休憩 10時20分）

（再開 10時35分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

続いて、9番、片川議員の発言を許します。片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） 9番、片川でございます。

本日は、通告どおり2点の質問をさせていただきたいと思います。

1点目、12年前に一般ごみの個別家庭収集サービスの存在を知ったところがございます。無論、当時知ったのは一般企業のビジネス業務ではございますが、このような住民サービスを本町にも導入できないものかと、障害を持つ母を日々見ながら考えたものがございます。全国的に社会的課題である高齢化が進む中、本町も例外ではない昨今。高齢者、障害者はもちろん、足、腰、腕、肩等々弱ってきた方へのごみ出し支援の拡充を推進していくべきと考えます。

環境省においても、自治体等が高齢者宅に出向き、ごみの収集を行うごみ出し支援の拡充を目指しており、指針も示されておるところでございます。令和元年、令和3年と議員より一般質問がなされたところがございますが、それを受けての熊野町のその後を

お伺いしたいと思います。

2点目、熊野町における個人情報の取扱いについてでございます。当町の基本的な取扱いについてということで、2点、詳細な御答弁を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 片川議員の2つの御質問、「ごみ出し支援について」と「個人情報について」お答えします。

まず、1番目の「ごみ出し支援について」ですが、高齢化社会や核家族化の進展等に  
伴い、高齢者のみの世帯が増加することにより、家庭からの日々のごみ出しは全国的な  
課題となっております。このため、昨年3月に、環境省から「高齢者のごみ出し支援制  
度導入の手引」が示されました。本町におきましても、この手引を参考に、高齢者等  
のごみ出し支援の制度導入について、関係各課が連携し、検討してまいりたいと考えて  
おります。

詳細につきましては、住民生活部長から答弁いたします。

2番目の御質問、「個人情報について」ですが、地方公共団体においては、個人情  
報を取り扱う業務が多くございますが、こうした個人情報については、厳重な管理と保  
護が必要であると認識しております。現在、法律や条例でその取扱いを定めていますが、  
実際に業務を行うに当たっては、情報の管理と保護をルール化・システム化するととも  
に、それを取り扱う各職員において、守秘義務を基本とした「情報を適切に取り扱う意  
識」の堅持が必要となります。

そのため、町においては事務執行に当たり、適切に個人情報を取り扱うための対応を  
行っているところでございます。

詳細につきましては、総務部長から答弁いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 片川議員の1番目の御質問、「ごみ出し支援」について詳細に  
お答えします。

高齢者や障害をお持ちの方のごみ出しについての課題を抱える事例は、高齢化や核家

族化の進展に伴い、今後も増えていくことが見込まれています。このため、従来のごみ処理体制から高齢化社会に対応したごみ処理体制にシフトしていく必要性が生じていることを踏まえて、環境省から、「高齢者のごみ出し支援制度導入の手引」が示されました。

現在、この手引で示されている導入前の実態把握を行うためのニーズ調査について、今年度、高齢者支援課で実施する次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための65歳以上を対象としたアンケート調査の中で、「ごみ出し」の項目を設けることを検討しております。

また、手引の中で支援制度のタイプとして示されている、直営型、委託型、コミュニティ支援型、福祉サービスの一環型の4つのタイプのうち、福祉サービスの一環型につきましては、既に、介護保険サービスや障害サービスを利用されている方には、訪問介護サービスの中で、必要に応じて、ホームヘルパーがごみ出し支援の対応をされています。しかしながら、町内には、このサービスの利用に至っていない方もおられると思いますので、今後は、高齢者及び障害をお持ちの方などのごみ出しの現状把握に努め、また、地域の他のサービスとのすみ分けや、地域の助け合いを損なわない制度設計に留意しつつ、福祉部門と連携して、ごみ出し支援制度の導入について検討してまいりたいと考えています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西村） 片川議員の2番目の御質問、「個人情報について」詳細にお答えします。

私ども役場職員には、地方公務員法において「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」とする守秘義務が課されております。これを前提としつつ、個人情報については、特に取扱いを慎重に行うべきものと認識をしております。

役場が行う業務ではその多くで個人情報を取り扱っておりますが、いずれの業務においても、必要最小限の職員が、必要な情報のみを取り扱うことを基本としております。同じ役場内、職員間であっても、業務上で必要がなければみだりに個人情報を提供することがないように、また、意図しない情報開示がされないよう、職員は常に意識しながら

業務を行っているところです。一方で、個人情報に限らず、情報漏えい対策は町として当然の責務であり、その徹底は常に意識しなければならない課題であると認識をしております。

対策の例としましては、紙媒体での情報漏えいの防止という観点から、町の業務上で発生した印刷物を処分する際には全てシュレッダーにかけているほか、特に機密性が高いものについては、坂町にある安芸クリーンセンターへ職員が直接持ち込み、処分を行うこととしております。

電子データの情報漏えい対策については、住民の基本情報を統括するいわゆる「基幹系システム」は、特定の職員が職務上必要な情報にのみアクセスできるようになっており、ログインや閲覧履歴も記録を取るようになっております。また、システムは外部からの不正アクセスができないよう、一般のインターネット閲覧可能領域から切り離された環境で構築されており、加えてデータを外部へ持ち出す際には、自動的にその処理を記録するなど、漏えい対策を行っています。

こうした物理的な情報管理の徹底のほか、職員に対しては、庁舎内のグループウェア上において他市町で起きた情報漏えいの案件などを随時共有し、同様の事故が発生しないよう啓発を図るとともに、自身の業務で取り扱う個人情報が容易に他人の目に触れることがないように、パソコンの画面ロックや印刷物の取扱いについても注意喚起を行っています。

今後も引き続き、公務員としての守秘義務を基本とした上で、個人情報の取扱いについて、職員への意識啓発を行ってまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 片川議員。

~~~~~○~~~~~  
○9番（片川） 詳細な答弁、誠にありがとうございます。

まず、1点目ですね。答弁にもございました。以前の答弁にもございましたが、確認も含め、お伺いしていきたいと思っております。

第1点目、社協実施のほっとくまの実施状況、そして利用状況、実態についてお伺いしたいと思います。

~~~~~○~~~~~  
-124-





○住民生活部長（貞永） 誠に申し訳ございません。今までニーズ調査というのは、昨年も申し上げましたが、しておりません。今回、先ほど申しましたように、計画策定に当たってアンケート調査を65歳以上の方にしますので、その中で調査をして、結果を見て、また判断をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） ありがとうございます。

では、その調査ですね。どのような項目で、どのような形で調査をなさってくださるのかな。ちょっと詳細にお教えいただけますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 井原高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） 計画策定で実施するアンケートで同時にさせていただこうと思っております。そのアンケートには3種類がございます。1つは、65歳以上の介護認定を受けていない方1,500人を対象とした、暮らしについてのアンケートとなります。2つ目については、在宅で生活している要支援、要介護をお持ちの方で、更新や区分変更の際、調査員が出向きますので、調査員により直接御家族の方、御本人に聞き取り調査、200名を対象とした調査となります。3つ目は、ケアマネの方を対象とした調査を実施する予定です。これらのアンケートはごみ出しに関係のある方が主な対象者となっておりますので、ごみ出しについて質問を少し工夫をして追加できればなど思っております。内容については、今後、生活環境課と連携しつつ、策定委員会を通じ検討してまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） ありがとうございます。

検討していただいていることというのは少し見えてまいったわけですが、重

ねて同じような質問でございますが、以前の答弁で、熊野町高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画策定時の生活支援サービスの充実調査の結果、配食、外出同行について。続いて6番目にごみ出し希望とのことであったんですがね。その後は、この件に関しての調査はなさいましたでしょうか。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 井原課長。

~~~~~〇~~~~~

○高齢者支援課長（井原） この調査は令和2年度に行ったものになります。先ほど御説明させていただいたニーズ調査については、今年度実施する、3年に1回の計画で実施するアンケートとなっておりますので、その次のアンケートとしましては、今年度実施する予定になっております。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 片川議員。

~~~~~〇~~~~~

○9番（片川） 承知しました。

ぜひとも早急に実施していただければとお願いしたいところでございます。それと内容も密に、一般生活者も含めまして、今のこの社協の計画から漏れとられる方も対象に、ぜひ実施していただければというところを思っておるところでございます。

今の関連質問で、外出同行についてなんですが、利用者の方から、大変助かって感謝しておると。が、外出目的地まで出向いて、そこで合流し同行といった、足腰の弱い移動に不自由な方への寄り添いの低いサービスという利用者の声もございます。この辺も検討していただきたいな。そこへ行くまでが大変であるというような声が障害者の方からございました。これはどうお考えでしょうか。改善をなさるべきなのか、今までどおりでいいのか、行政の考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村健康福祉部次長。

~~~~~〇~~~~~

○健康福祉部次長（西村） 障害者の方のサービスにつきまして、今、同行支援ということですが、外出。その方の必要に応じてサービスを組み立てておりますので、再

度、皆様の同行支援が必要な折には、どこまでが 필요한のか、どこが困っていらっしゃるのかというニーズのほうをしっかりと聞き取って、計画に加えていくようにいたしたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） ありがとうございます。ぜひお願いいたします。

また、重ねてニーズ調査の件なんですけど、高齢者、障害者、独居単身世帯はもちろんでございますが、出費はなくても多様な生活形態の家庭が増加しつつある今、ある程度有償でもサービスを希望する世帯も併せて、ニーズ調査、アンケートの実施を行っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 先ほど申しましたように、今回の計画策定に当たっての65歳以上ということでございます。今議員さんのお求めにあったのはそういう以外の方にもということでありますので、そういった機会があればちょっと検討させていただくんですが、差し当たって今すぐアンケート調査の計画がないものですから、今後何かの便と一緒にできればさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） 今回、調査でほっとくまの事業も変わってくるのかもわからないんですけどね。前回、1回1時間500円負担のため、大型ごみの運び出しが年に十数件、通常のごみ出しで利用実績は年に数件との御回答でございましたが、お困りの方への周知方法。これに対しての行政の努力不足ということも考えられるわけですけど、これに関しては、もちろんニーズ調査もそうなんですけど、周知の方法ですよ。御存じない方もおられるというような声も聞こえてまいりました。その辺、どうお考えでしょうか。



ございました。これに関して教育長のお考えをお伺いしたいところなのですが、現実問題、可能でございましょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 平岡教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） 今、現状を申しますと、コロナ禍の中でなかなか中学生が地域に出て活動するということが難しい状況にあると思います。ただ、今熊野町で取り組んでおりますコミュニティースクール、地域・学校共同活動の中で、ぜひ子供たちが地域貢献をしていくということは大変大切なことであると思っておりますので、先ほどありましたけども、担当課のほうでニーズ調査であったりとか、制度設計をするということの中で、策定委員会ですかね、そういうものが開かれるのであれば、可能な限り、教育委員会としましても協力をして、取組を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） ありがとうございます。

今後、ニーズ調査をした上で方向づけをし、計画をしてくださるということでございますが、現時点で、当行政において直営、自治会、業者、委託業務、これ適当と考えるのはどうなんでしょうかね。いずれなんでしょうか。現時点ですよ。というのが、私は考えておられるもんじゃと思うて質問に立ちましたんで、これ飛ばしてもいいんですが、現時点でどう思われてるのかというところをお伺いしたいと思います。

私からのお願いですね。高齢者、障害者、そして一般のサービス希望者にもニーズ調査を行っていただいて、施策を打つべきところがもう来てるのではないかなというように思いをしております。無論、一般サービス希望者は有償であってしかりと思うところでございます。これは一般健全利用者が増えれば、不自由を感じられる方への支えということができないのではないかと考えておりますが、いかが思われますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 現在のところ、アンケート調査によるニーズでどれぐらいあるのかというところの把握ができておりません。なので、ニーズの多さ、少なさといったところで対応というのが分かれてくるものと考えております。費用対効果ということもあるので、一概にこれが今望ましいというような判断はできておりません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） ぜひとも一般の方にもサービス希望者を募っていただくように、調査をしていただけないかなというところがございます。議員が口を開けば、実行していただくように、今多様化しつつある家庭がたくさんございますので、その中での調査をいただきまして、補えるところは補えるように。一般家庭のサービスは有償だよというような形も取れるんじゃないかなというような気がいたしております。ぜひともお願いしたいところがございますので、これを行うことによって、少し広い視野を持っていただき、野焼きの問題がございますね。この刈り草の収集も併せて考慮していただくということができないかなというところも思うところがございますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 野焼きの問題とか、いろいろ住民の方には困りごとというのはあると思います。行政の中でもそういったものに対して適切に対応していきたいところがございますけども、財政的な問題もありますので、総合的に勘案しながら対応させていただきたいというふうに思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） ぜひとも検討をお願いしたいと思います。

現時点において、あえて全国の先進事例を申し上げるつもりはございません。ちょっ

と調べりゃ、多々出てきますね。当町の現時点において、福祉施策は他の自治体より遅れておると、障害をお持ちの方からの声もお聞きすることが多々ございました。その中で、近隣市町村において、三原、東広島、海田町、来年からは福山も実施なされるところでございます。

いかがでしょうかね、町長。安芸郡4町においてベテラン町長の域に達しておられる三村町長でございます。他の町に先駆けて、一般希望者サービスも含め、実施なさってはいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 今の意見を聞きながら、ちょっと前向きに考えていきたいと思っております。ただ、我が町にも近隣と比較したときに、福祉部門においてかなり丁寧にやられとるという意見も聞いております。これはよその議会の議員さんですが、いろいろ意見はございますが、この問題については、それから先進事例を参考にしながら検討していきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） ありがとうございました。

ぜひとも早急な実施ができるように御要望申し上げて、この質問を終わりたいと思っております。

そして、2点目に入りますが、いろいろ私が詳細を述べますと非常にデリケートな問題も出てくると思いますので、例はあえて挙げません。挙げませんが、答弁に関しましては委細承知いたしました。私が議員の立場に置かれて以来、税金とか、子供、そして監査委員さんの関係ですね。生活保護等々、大きく上げて二十数件の苦情相談がございました。これを鑑みたときに、何かの誰それが漏らした、のようなげなげな話は水かけ論になりかねないと思いながら、口を閉ざしてまいってきたところでございます。

ですが、先ほど来、いろいろ管理をしておると、詳細承りましたが、人の口ですね、これ。我々議員も痛切に心にちゃんと言い聞かせておかにゃいけんというところでござ



いますが、私自身も個人情報の漏えいは肌で感じたこともありまして、住民の声もまんざら偽証ではないと感じております。近々においては、コロナ禍の昨今、緩和措置も進む中で、広島県にて情報が止められているはずが、感染者の個人名情報がどなたかの口から漏れてるとしたら、大きな問題と思うところでございます。何とぞ、今後ウイズ・アフターコロナを見据え、このようなことのないように注視し、町政運営をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長（大瀬戸） 西岡総務部次長。

〇総務部次長（西岡） 個人情報等職務上知り得た秘密を漏らさないということは、信頼される行政を維持していくために大変重要なことと認識しております。また、個人情報を漏らすということになれば、信用失墜行為となり、行政の運営に多大な影響を及ぼすということにつながってまいります。そのため、職員におきましては初任者研修で守秘義務について受講し、職場においても、上司、同僚からの指導を行っているところでございます。引き続き、守秘義務の徹底につきましては、新人職員への研修や役場内での研修において取り組んでまいりたいと考えております。

〇議長（大瀬戸） 片川議員。

〇9番（片川） ぜひともお願いしときたいと思います。

ごみ出し支援、これの早急なる実施と、今の個人情報の件でございますね。信頼される行政を目指していただいて、頑張ってくださいと思います。この2点、要望を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

〇議長（大瀬戸） 以上で片川議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

〇議長（大瀬戸） これより日程第2、報告第5号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 報告第5号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書につきまして、御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものでございます。

まず、健全化判断比率の4指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、当町の全ての会計において赤字額が存在しませんので、比率は算定されません。続いて、実質公債費比率につきましては5.8%、将来負担比率につきましては将来負担額から充当可能財源等を差し引いた数値がマイナスとなったため、比率は算定されません。

次に、公営企業の資金不足比率につきましては、当町の上水道事業・下水道事業ともに資金不足額はございませんので、この比率についても算定されません。

以上、いずれの指標も基準を下回っていることから、当町の財政状況は良好な状態にあると認めていただいております。

ここに監査委員の意見をつけて、御報告申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、以上で報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第3、報告第6号、一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 報告第6号、一般財団法人筆の里振興事業団の経営状況につきまして、御説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき経営状況を説明するもので、お手元にお配りしております別紙のとおりでございます。

概要といたしましては、まず令和4年度の事業計画では、展示事業として「野村重存

展」、「禅画の世界展」などをはじめとする各事業の内容並びに収支予算を掲載しております。

次に、令和3年度の事業報告では、町が委託している指定管理等の執行状況のほか、「大相撲展・広島熊野」、「長谷川義史展」などの事業報告に続き、17ページ以降に非営利事業の決算関係の資料を掲載しております。

経営状況でございますが、非営利事業の経常収益が1億5,572万5,095円、経常費用が1億4,396万5,769円となっております。

以上で、提出しました経営状況を説明する書類の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 工藤ノリコ展についてなんですけれども、数値目標が、総入館者数が1万5,840人というふうになっているんですが、現在までに何人入館されているか、分かれば教えていただきたいんですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 近藤産業観光課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 工藤ノリコ展なんですけれども、ちょっと現在といたしますか、8月末現在ではございますけれども、1万2,005人でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） ふるさと納税が多分7,000万でしたかね、あると思うんですが、これは非営利事業ではないからここには入っていないということですか、どうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀政策企画課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） ふるさと納税は町の一般会計のほうの予算になりますので、筆の里工場の会計のほうには入っておりません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 商品の発送などは、工房に委託されていらっしゃることはないんですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） ふるさと納税の返礼品として筆の里工房の商品を取り扱っております。発送等については、業者のほうに委託をしておりますので、そちらのほうに町のほうから発送の費用は支出をしております。筆の里工房におきましては、返礼品の請求を町のほうにさせていただくということで、返礼品のほうの費用を筆の里工房のほうにお支払いしているというような状況でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 何ぼか経費がかかるもんだろうと思いますけども、この項目はどこらに入るんでしょうかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 形式的には収益事業のほうになります。当然、売上げがありましたら売上高に上がりますし、商品原価も生じますし、それに対する包装であったりとか、一般管理費も発生するというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○12番（荒瀧） ということは、ここの表の中にはないと、その数字は、という理解でよろしいですか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（大瀬戸） 近藤課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○産業観光課長（近藤） ふるさと納税部分だけの数字というのは出ておりません。以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、以上で報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（大瀬戸） これより日程第4、議案第29号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○町長（三村） 議案第29号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例案につきましては、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援について、人事院の意見の申出を受けた国の対応を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明いたします。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（大瀬戸） 西岡総務部次長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○総務部次長（西岡） それでは、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料1を御覧ください。

初めに、1の「改正の理由」でございますが、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援について、人事院の意見の申出を受けた国家公務員に係る対応を踏まえ、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に対応する条例について所要の改正を行うものがございます。

次に、2の「主な改正内容」でございます。

(1) 非常勤職員の「子の誕生日から8週間以内の育児休業」についてでございますが、非常勤職員の育児休業は①勤務日数が週3日以上または年121日以上あること、②「子の1歳6か月到達日」までに、更新後のものを含む任期が満了または任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでないことをともに満たすことを要件としております。この②の下線部について、子の誕生日から8週間以内の育児休業の取得に限り「子の出生の日から57日間の末日から6月を経過する日」に短縮いたします。

次に、(2) 非常勤職員の「子が1歳以降の育児休業」についてでございます。子が1歳から1歳6か月到達日の育児休業は、別に定める要件に該当する場合に取得することができますが、この場合、現行では育児休業の初日は子の1歳到達日の翌日に限定されておりました。このたびの改正により、非常勤職員の配偶者が子の1歳到達日以降に育児休業をする場合に限り、配偶者の育児休業の末日の翌日以前の日を育児休業の初日とできるように緩和いたします。また、子が1歳6か月到達日から2歳までの育児休業についても同様の緩和をいたします。

次に、(3) 再度の育児休業を取得できる場合の要件の見直しでございますが、今般の地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児休業が原則2回まで取得できるようになることから、再度の育児休業を取得できる場合の要件のうち、2回目の取得を想定した「育児休業終了後3月以上の期間を経過し、育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合」との要件が不要となるため、削除するものがございます。

次に、(4) その他の改正でございますが、育児休業法の引用条項の整理を行うもの、再度の育児休業、育児休業の再度の延長、再度の育児短時間勤務ができる特別の事情に、「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を明記するもの、また、部分休業の給与の減額について、会計年度任用職員を明記するものがございます。

最後に、3の「施行期日」でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の

改正後の施行日と同日の令和4年10月1日でございます。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第29号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第5、議案第30号、広島県水道広域連合企業団の設立及び規約の制定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第30号、広島県水道広域連合企業団の設立及び規約の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、広島県水道広域連合企業団を設立するため、広島県及び広島県内14市町の協議により広島県水道広域連合企業団規約を定めることについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、公営企業部次長から説明をいたします。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 寺垣内公営企業担当次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部公営企業担当次長（寺垣内） 議案第30号、広島県水道広域連合企業団の設立及び規約の制定につきまして、詳細に御説明申し上げます。

この広域連合企業団は、健全な経営基盤を確立し、地方公共団体の責務として、将来にわたり、安全・安心な水を適切な料金で安定供給できる水道システムを構築することを目的とし、構成団体が経営する水道事業等を統合するもので、これらの事業の経営に関する事務を処理するため、その経営主体として広島県水道広域連合企業団を設立すること、また、その前提として構成団体が協議により規約を定めることについて、町議会の議決をお願いするものでございます。

企業団設立に関する規約案の主な内容でございます。名称は広島県水道広域連合企業団でございます。構成団体は、広島県、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町で、広島県と14市町で構成されます。

処理事務といたしましては、水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の経営に関する事務を行い、企業団の本部となる事務所は、広島市内に設置されます。

企業団議会の議員定数につきましては19人で、構成団体の議会の議員または長のうちから、構成団体の議会において選挙により選出されることとなります。内訳は、給水人口10万人未満の本町を含む12市町が各1人、給水人口10万人以上の東広島市及び廿日市市が各2人、広島県が3人を選出することとなります。

企業団の管理者である企業長につきましては、構成団体の長のうちから、構成団体の長による選挙により選出され、常勤の特別職となる副企業長につきましては、企業長が企業団議会の同意を得て1人選任されることとなります。

企業団の経費につきましては、料金、企業債、交付金、構成団体が負担する負担金及びその他の収入を財源とし、構成団体が負担する負担金の額は、各事業の経営に関する事務の経費に対して10分の10の負担割合で算出し、企業団の予算において定めることとなります。

この規約案は、総務大臣の許可のあった日から施行され、本町の水道事業の事務は令和5年4月1日に企業団が承継することとなります。

説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。



これより質疑を行います。質疑はありますか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 昨日、平谷の井戸の枯れの問題が出ておりましたが、あその下に配水管があるようでございます。この事業主体はこちらの事業主体なんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 寺垣内公営企業担当次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部公営企業担当次長（寺垣内） 今の現時点では、広島県の広島県水の事業主体ということになります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） この企業団ができた後はどうなりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 寺垣内次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部公営企業担当次長（寺垣内） 企業団ができた後は、広島県の水道企業団の事業ということになると思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） ということは、事業主とそこの熊野町というのが相反する立場になるという理解でよろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堂森建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） 1つの団体ということに今回の企業団移行によってなりますけ

ども、これまでも説明させていただいた中で、区分經理を行うと。それぞれ今やっておる事業、広島県が用水供給事業であったり、工業用水事業。用水供給事業のトンネルを掘られているわけですが、それとこれとは別事業として整理するという。熊野町の水道事業と。一つの団体にはなりますけども、別事業という形に整理されるということになっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） もし、補償が発生しそうですね。その場合はどこが補償して下さるんですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堂森部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） 先ほど申しましたように、經理区分という概念がございますので、現在でいう企業局、広島県の企業局が事業主体でございますので、県の費用をもって補償なされるものというように考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 第20条について、総務省より指導があったと伺っておりますけども、詳細な説明をお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 寺垣内次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部公営企業担当次長（寺垣内） 総務省からの指示というのが、9月の2日の金曜日に県のほうに連絡が入ったということで、9月5日まで県と総務省のほうの協議が行われ、9月5日に総務省のほうに県がこの修正案で提示をしたところ、了承を得られたということで、こういう修正となりました。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 沖田議員。

〇8番（沖田） すみません、内容が全然分からないので、内容をお聞きします。

〇議長（大瀬戸） 堂森部長。

〇建設農林部長（堂森） 申し訳ございません。従前、これまで全協等でお示ししました規約案の中で、20条のところ、構成団体との協議に定めるという表現を用いておりました。そのものが総務省の最終協議の中で具体的に示す必要があるという、自治法上の問題で具体的に規約にうたう必要があるということから、変更の指示が出たもので、この修正案といいますか、規約につきましては、それぞれの市町の名前、名称をうたって、それぞれが10分の10の負担をするという表現に置き換わったものでございます。ですから、中身については変更はないんですけども、区分経理をする上での表現方法が変わったというような内容になります。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 沖田議員。

〇8番（沖田） 協議によって定めるというのと、10分の10と明記するということは随分違うと思うんですけども、これは県にもし指導が入らなかったら、10分の10というものは明記されなかったんだと思うんですが、こういった議案に対してのチェックはどこがされているんでしょうか。

〇議長（大瀬戸） 堂森部長。

〇建設農林部長（堂森） 申し訳ございません。この規約につきましては、県内、広島県をはじめ、今回14市町が同じ内容の規約を各議会のほうへ提案させていただいておる内容です。一言一句同じ内容になっております。これにつきまして、県のほうで精査を

されて、協議会のほうで説明をなされてきたものが、これまでも全員協議会等で説明をさせていただいた内容になっておりますけども、その時点で県のほうが判断されたのは、大きく中身が変わるものではないという中から、要は今回の修正につきましてはこれまで取り決めた内容を具体的に記載したということにとどまっておることで、改めて協議等は行わずに修正のほうを行いたいという申出がございました。それによって議案で出させていただいた規約がこういう表現に変わったものというように認識しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 町としては協議されているので条文は承知されていると思うんですけども、こういった指導が入る前にはっきりと10分の10と明記されてないということは、協議によって決めるということは不確かなところがありますので、それを町として県のほうに10分の10ということ明記するべきではないかといったような御要望を出されるといったようなお考えはなかったんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堂森部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） この協議が始まった当初から、いろいろ議論がある中で、今後10年間、最低でもですね、区分経理を行っていく、熊野町の事業に対して熊野町の費用をもってやっていくということを前提に協議は進められてました経緯がございます。これについては1つの団体として全部プールしてしまうと当然赤字の団体、黒字の団体、かなりの料金の差もあるという中で公平感も保てないという中で、それぞれ統一できるもの、効率化できるものについては事業をまとめていって、費用の圧縮を図るという形のものをもって、実際に熊野町に対しては熊野町が持っているものを熊野町にしか使えませんという前提で進められてきたものですから、あえてこれはうちの町だけでなく、10分の10という表記をどうかという意見はこれまでに正式に出てきてなかったのが正直なところでございます。

皆さん、協議によりという表現にはなっておりますけども、当然、他市町の事業に対して負担をするという認識は、どの市町、県も含めてお持ちでなかったということから

こういう表現になったものと考えておりますけども、総務省の最終協議の中で、自治法上、やはりその負担割合というものの表記は必要という中で、こういう表現に変わったというように認識をしております。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第30号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） お諮りします。

これより日程第6、議案第31号、日程第7、議案第32号の熊野町教育委員会の委員の任命の同意についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第31号、日程第7、議案第32号を一括議題とすることに決定しました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第6、議案第31号、日程第7、議案第32号を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 議案第31号及び議案第32号、熊野町教育委員会委員の任命の同意に

つきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町教育委員会佛圓悦子委員、佛圓弘修委員の任期が令和4年9月30日をもって満了することに伴い、新たに委員を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

今回、任命の同意を求めます両氏につきましては再任をお願いするもので、教育・学術・文化に対する幅広い見識をもって、これまで熊野町の教育行政に御尽力いただいているところでございます。今後も引き続き、教育委員として御活躍いただきたいと考えておりますことから、任命の同意をお願いするものでございます。

御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第31号について採決します。

本案については、佛圓悦子さんの任命に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については、佛圓悦子さんの任命に同意することに決定しました。

続いて、議案第32号について採決します。

本案については、佛圓弘修さんの任命に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号については、佛圓弘修さんの任命に同意することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は13時30分とします。

(休憩 11時43分)

(再開 13時30分)

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

これより日程第8、議案第33号、令和4年度熊野町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第33号につきまして御説明申し上げます。

令和4年度熊野町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億3,224万円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億6,586万2,000円とするものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明させます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 議案第33号、令和4年度熊野町一般会計補正予算（第2号）案について、その主な内容を説明させていただきます。

歳入でございますが、10ページ、11ページをお開きください。

9款・1項・地方特例交付金及び10款・1項・地方交付税につきましては、令和4年度交付決定により、個人住民税減収補填特例交付金50万5,000円減額、普通交付税7,744万6,000円増額をそれぞれ計上しております。

14款・国庫支出金の1項・国庫負担金では、1目・民生費負担金において、過年度精算による介護保険料軽減負担金76万円の増額。2目・衛生費負担金では、ワクチン接種の財源として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金4,691万円の増額でございます。

続きまして、2項・国庫補助金では、1目・総務費補助金において、13ページの上段となりますが、コロナ禍や原油価格高騰などに対応した事業への財源として、新型コ

コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,355万3,000円の増額。3目・衛生費補助金において、ワクチン接種体制を確保するための財源として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金931万7,000円の増額など、項全体で4,665万4,000円の増額でございます。

続きまして、15款・県支出金の1項・県負担金では、1目・民生費負担金において、過年度精算による介護保険料軽減負担金17万2,000円の増額でございます。

次に、2項・県補助金では、2目・衛生費補助金において、犬・猫用のマイクロチップリーダー購入の財源として、野良犬・野良猫対策事業補助金14万9,000円の増額でございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。

17款・1項・寄附金、1目・一般寄附金では、特定非営利活動法人熊野人材センターの解散に伴う残余財産の寄附として1,080万8,000円の増額でございます。

18款・繰入金の1項・特別会計繰入金では、令和3年度一般会計繰入金の精算に伴う返還金として、1目・後期高齢者医療特別会計繰入金19万9,000円、2目・介護保険特別会計繰入金1,097万8,000円の増額でございます。

2項・基金繰入金の1目・財政調整基金繰入金は、歳入歳出見込みに基づき収支均衡を図るため、1億8,479万8,000円の減額でございます。

19款・繰越金につきましては、令和3年度決算に伴う繰越金として4億5,992万1,000円の増額でございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

20款・諸収入の5項・1目・雑入は、会計年度任用職員の雇用に伴う社会保険料納付金5,000円の増額でございます。

21款・1項・町債では、8目・臨時財政対策債において、発行可能額の決定により3,645万9,000円の減額でございます。

次に、歳出について主な内容を御説明いたします。

18ページ、19ページをお開きください。

2款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費では、人事管理事業において、会計年度任用職員の共済組合加入に伴うシステム改修を行うための委託料85万8,000円の増額でございます。

3目・会計管理費では、会計事務において、会計窓口の負担増に伴う職員手当等20



万9,000円の増額でございます。

続きまして、2項・企画費の1目・企画総務費では、行政情報化事業において、書かない窓口の推進のため、総合窓口支援システムを導入する費用として205万1,000円の増額でございます。

3目・地域振興費では、交通輸送対策事業において、10月からの阿戸線に係る費用として、バス路線補助や熊野町地域交通共創事業実行委員会が実施する実証運行に対する補助を計上するとともに、コロナ禍や原油価格高騰などの影響を受けている路線バス事業者への支援金の計上など、合計4,765万8,000円の増額でございます。

20ページ、21ページをお開きください。

4項・1目・戸籍住民基本台帳費では、個人番号カード関連事務事業において、マイナンバーカードの普及促進のため、マイナポイント対象外となる10月1日以降の申請に対し商品券を配布する費用など296万8,000円の増額でございます。

続きまして、3款・民生費、1項・社会福祉費の2目・老人福祉費では、老人福祉一般事業において、一般社団法人熊野町シルバー人材センターが実施する旧東公民館の改修に対する補助金として880万円の増額でございます。

次の3目・障害者福祉費では、障害者総合支援事業において、コロナ禍や原油価格高騰などの影響下において、これまでどおりのサービスが提供できるよう障害者福祉事業所等に対する支援金137万4,000円の計上や、障害福祉サービスデータベースを構築するためのシステム改修委託料など、事業合計で270万円の増額でございます。

次の8目・介護保険費の介護保険一般事業は、障害者福祉費と同様に、原油価格高騰等の影響を受けている介護保険事業所に対する支援金595万8,000円の計上など、事業合計で689万6,000円の増額でございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

10目・後期高齢者医療費では、後期高齢者医療事業において、令和3年度の精算に伴う追加の繰出金1,057万6,000円の増額でございます。

中段からの3項・児童福祉費、1目・児童福祉総務費では、児童関係諸手当支給事務事業において、児童福祉法改正の周知に要する費用15万3,000円の増額でございます。

次の3目・保育所費では、保育所等運営事業において、原油価格高騰等の影響を受けている保育施設等に対する支援金301万5,000円の増額でございます。

24 ページ、25 ページをお願いいたします。

4 款・衛生費、1 項・保健衛生費の 2 目・予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、4 回目接種の対象者拡大やオミクロン株対応に係る費用など 8,169 万円の増額でございます。

続きまして、4 目・環境衛生費では、狂犬病予防事業において、犬・猫へのマイクロチップ装着義務化に伴うマイクロチップリーダーの購入費用として 14 万 9,000 円の増額でございます。

24 ページ下段から、次のページの 27 ページの 5 款・農林水産業費、2 項・林業費、1 目・林業振興費では、小規模崩壊地復旧事業において、県が実施する治山堰堤事業に伴い、下流の水路を整備するための測量設計費用として 60 万円の増額でございます。

続きまして、6 款・1 項・商工費の 1 目・商工振興費では、運送事業者等燃油価格高騰対策支援事業において、コロナ禍や原油価格高騰の影響により事業運営に支障が生じている運送事業者へ支援金を支給するための費用 1,875 万 5,000 円の増額でございます。

下段の 7 款・土木費、2 項・道路橋梁費、3 目・道路新設改良費では、町道局部改良事業において、狭隘道路である町道井出ヶ原線の局部改良に係る費用として 470 万円の増額でございます。

28 ページ、29 ページをお開きください。

9 款・教育費、5 項・社会教育費の 3 目・公民館費では、熊野町公民館管理運営事業において、会計年度任用職員の雇用に係る費用として 133 万 4,000 円の増額でございます。

6 目・防災交流センター費では、西防災交流センター管理運営事業において、本年度の施設修繕費が不足する見込みとなったため修繕料 19 万 8,000 円の増額を計上しております。

下段の 12 款・諸支出金、1 項・1 目・基金費は、基金事業において 2 億 3,893 万円を増額するものでございます。内訳といたしましては、前年度繰越金の 2 分の 1 の額に相当する 2 億 2,996 万 2,000 円を財政調整基金に、令和 3 年度分のコーポラス熊野の収支差額 690 万 6,000 円を公共施設等整備基金に、令和 3 年度ふるさと納税積立て分の精算として 206 万 2,000 円を筆の里づくり基金に、それぞれ積み立てるものでございます。

最後に、第2表と第3表について説明させていただきますので、4ページ、5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正につきましては、筆の里工房事業において、受電設備更新のための機械を年度内に調達することが困難となったため707万1,000円を計上しております。

次に、第3表の地方債補正では、臨時財政対策債の限度額を1億3,411万2,000円から9,765万3,000円に変更するものでございます。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） 21ページですね。民生費、社会福祉費のシルバー人材センターに対しての東公民館のこの改修工事の880万。この工事の内容について、ちょっと詳細をお伺いしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 井原高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（井原） 旧東公民館の工事の内容なんですけれども、まず改修工事については434万5,000円、棚設置事業としまして50万円、清掃業務49万9,400円、駐車場の整備工事として265万9,800円。これは税抜きの価格となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） 承知しました。

これに際して、前回もちょっとお伺いしたと思うんですが、長寿命化計画等はされていないということでしたよね。老朽化する中で、新しく東部防災を造ってあそこを空けた

わけですね。今後シルバーさんに移っていただく。高齢者が待機する場所に関して安全性はどのように考えておられますか。古い建物ですよ。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） 先日も申し上げたとおり、耐震等は検査の必要がないということと、たしか東公民館から東防災に移るときに、避難所の問題として、やはり夜中に待機する場所ということでイエローゾーンにあるのは好ましくないというのが一つの移転の理由だったと思うんですが、このたびシルバー人材センターさん、特に昼間の活動ということと、あとは夜は実際いらっしゃらないということと、あと作業される方は昼間はよそに行っていらっしゃる。例えば、水害等で災害に至るような状況については、早めに避難はしていただけるということで、そういう面での安全面は御承知いただいているというふうに思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） 何年たってますかね、四十数年たってると思うんですよ。調査の必要はないというのはおたくさんらの基準でございまして、本当に必要ないとお考えですか。今部長がおっしゃられた理由で東部防災を造ったと。東公民館に関しては問題ないんだということをはっきりおっしゃっていただければ、私も聞くのをやめますけど。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） 建設部等とも相談をしたんですが、基本的に事務所として活用するには問題ないだろうというふうに聞いておりますので、そのように思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） ありがとうございます。

災害がいろいろ全国、毎年のように起こってくるわけですよ。南海トラフの問題と

いうのは大きな社会的問題として皆さん捉えるところだろうと思うんですね。そういうことを勘案したときに、もう50年近い建物が地震に耐えられるのか。そして、熊野町のために御尽力いただくシルバーさんをそこへ押し込んでいいのか、言葉は悪いんですけど。その辺をもうちょっと検討いただきまして、進めていただきたいなというふうに思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（福垣内） 19ページですね。交通輸送対策事業、主に阿戸バスの後継の話になるかと思うんですが、全協の際に御説明いただきましたのは、朝の便、夕方の便以降は大型バスを、今までの大きさのバスを使うと。昼は人数も限られるので、タウンエースでしたか、ハイエースでしたかを購入されるということでお聞きしました。日中の便は、主に予想されるに高齢者の方、しかも免許を返納された方ですとか、後期高齢者以上、かなり高齢の方が使われる便が多いと思うんです。福祉車両の購入ではないと思うんですが、入り口、乗り口にステップですとか、あとはせっかく購入するんですから、使用する前に高齢者の方が使う前提なんだということで、手すりとか、あとはよろけたときのためにクッションですとか、そういうものの御配慮はいただけとるかどうか、教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 御心配されておられます小型のバスの件ですが、一応ステップが出てくるものとなっております。あとは手すりもつけるようになっております。ただ、車いすに関しましては、どうしてもちょっと対応しにくい車になっておりますので、車いすの方についてはほかの輸送サービスを御利用していただきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

光本議員。

〇3番（光本） 23ページです。民生費、児童関係諸手当支給事務事業、児童手当法の一部改正に伴う事務費ということでしたが、改正の内容を教えてください。

〇議長（大瀬戸） 佛圓子育て支援課長。

〇子育て支援課長（佛圓） 改正内容ですが、これ昨年の議会の中でも御説明させていただきましたが、児童手当の所得上限の創設がありまして、いわゆる高所得の方の児童手当のほうが無くなるということと、あと現況届というものを毎年1回、現況届というものが必要でしたが、これがこのたびから無くなるということで、それを今回ホームページ等で周知を図る予定でしたが、国のほうから全対象世帯のほうに通知をしないというような指示がありましたので、計上させていただきました。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 光本議員。

〇3番（光本） 分かりました。

続いて、25ページです。狂犬病予防事業、犬・猫へのマイクロチップ装着のためのマイクロチップリーダーの購入ということでしたが、これ装着方法はどのようにされますか。

〇議長（大瀬戸） 熊野生活環境課長。

〇生活環境課長（熊野） 犬・猫へのマイクロチップの装着ということかと思いますが、首のところにすごく小さなものを獣医さんが埋め込むという作業になっております。このリーダーはそれを読みこむものとなっております。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 光本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○3番（光本） 飼い主が直接、じゃあ犬猫病院のほうへ連れていくということですね。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（大瀬戸） 熊野課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○生活環境課長（熊野） そのようになると思います。あとはペットショップとか、そういったところに関しては、もう6月からは埋め込んであるというふうに聞いております。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（大瀬戸） 光本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○3番（光本） これ周知方法はどのようにされますか。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（大瀬戸） 熊野課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○生活環境課長（熊野） 広報等で行いたいと思います。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（大瀬戸） 光本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○3番（光本） ちなみに単価と個数を教えてください。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（大瀬戸） 熊野課長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○生活環境課長（熊野） 申し訳ありません。マイクロチップの値段は、ちょっと今把握しておりません。ごめんなさい。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（大瀬戸） 光本議員。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○3番（光本） 14万9,000円予算を上げられてるんで、個数等は分かると思うんですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） この14万9,000円はそのマイクロチップを読む機械でして、それを1台買うことになっております。マイクロチップ自体の値段ではございません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） 非常に小さいことを聞くんですが、29ページ、社会教育費の西防災交流センター管理事業ですね。これ修繕費ということですが、たったこの間できた建物で、小さな数字ではございますが、何を修繕なさるんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） 西防災交流センター修繕なんですけれども、これについては正面玄関なんですけど、雨が降ったときに玄関のセンサー等がショートするというような事象が起こって、開閉が非常に困難となっております。そこを修繕するものでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） 設計費をしっかりと取られてるわけですよ。そういう設計ミスですか、施工ミスですか。今の説明でいけば設計ミスのように感じるんですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花次長。

~~~~~○~~~~~



○教育部次長（立花） すみません、説明不足でございました。この修繕については、以前からある建物のほうの玄関の自動扉のことでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（片川） やめりゃええんですが、いずれにしても、町の建物を造るときに設計費というものは莫大な設計費がかかってますよね、国の指定に基づいた。これは今の表の建物にしても、新しい裏の建物にしても、センサーがぬれて動きにくくなるというのが、これ設計ミスでしょうかね。それとももう導入した機械が悪いのか、施工ミスなのか。今まで動いておったということは施工ミスでないという考え方ができるんかなと思うんですけど、どちらかなというところで。それがはっきりしとるんであれば、今後、例えば設計ミスだよというんであれば、今後設計の管理の仕方ですよ。その辺の考慮をいただきたいなというところです。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） 今回の玄関の自動ドアについては、大雨が降ったときに、突然でもないんでしょうけれども、そこが少し水によって浸水してショートが起こったというふうに聞いております。それを何とかだましだまし使っておったんですけれども、今回、非常に困難になってきたために修繕をするものでございます。設計とか、そういうミスではないと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堂森建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） いずれにしましても、古いと言いましてもまだ数年経過した建物で不具合が生じたということで、雨で、降り方というものについてセンサーの不具合ということでございます。今回、そういったいろんな雨の降り方というものもあろうかと思えますし、その辺の設計時に、これまでもっておっても、じゃあ何年もてばそれが

正しいのかというところは出てこようかと思えますけども、そういった部分にも、細かな部分になろうかと思えますが、配慮した設計に努めたいというようには考えていきます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 6款・商工費、1項・商工費、1目・商工振興費、運送事業者等原油価格高騰対策支援事業なんですけれども、1台当たりトラックが5万円で、タクシーが2万円ということですが、この算出方法の根拠を教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西村） 算出根拠ですけども、まずは燃料代ということで、令和3年9月の燃料代、この単価をもとといたしまして、その翌月から毎月のようにちょっと上がり幅をカウントしました。令和4年の5月までのこの各月の上昇分を算出しまして、その平均をもってまず燃料代を算出しまして、その求められた2分の1の価格をこの影響分の単価という形にしまして、それに、その単価に、今度聞き取りによりまして、毎月どれだけ燃料を使うのかと。バス事業者、あるいはタクシー事業者のほうに伺いまして、ごめんなさい、その量ですね。給油量を掛けまして、かつ今度は6か月分の月数を掛けたといった結果で算出をしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 半年分ということなんですけれども、今後も価格上昇が続く可能性があります、半年過ぎたらまた改めて計上されるのか。またそのときの状況を見てお考えになるのかとは思いますが。

それと、一応これトラック、タクシー、それぞれ何台分を計上されているのかを教え

てください。

〇議長（大瀬戸） 西村部長。

〇総務部長（西村） まずこれトラック、タクシーですね。聞き取りを県税事務所のほうで教えていただきました。ごめんなさい、照会によって、トラックで398台、ごめんなさい、全体で398台でした。105事業者、ごめんなさい。トラックとタクシーを含めたもので398台で、105事業者というふうになっております。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 沖田議員。

〇8番（沖田） すみません、答弁がなかったんですが、半年分計上されてるんですが、それ以降も価格高騰が継続されるようでしたら、また改めて計上ということで考えてよろしいですか。

〇議長（大瀬戸） 西村部長。

〇総務部長（西村） 失礼いたしました。そのとおりでございます。

〇議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） それでは、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第33号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第9、議案第34号、令和4年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第34号につきまして御説明申し上げます。

令和4年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,256万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億3,262万円とするものでございます。

歳入予算の内容は、システム改修費及び傷病手当に対する県補助金66万5,000円、令和3年度決算による繰越金3,189万9,000円のそれぞれ増額でございます。

歳出予算の主な内容は、令和3年度決算による基金への積立金2,620万4,000円、令和3年度決算に基づく国及び県への返還金569万5,000円などの増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第34号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第10、議案第35号、令和4年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第35号につきまして御説明申し上げます。

令和4年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,203万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億4,515万1,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、令和3年度決算に伴う一般会計からの療養給付費の精算として1,057万6,000円、令和3年度からの繰越金146万2,000円のそれぞれ増額で  
ございます。

歳出予算の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金において、令和3年度決算に基づく追加納付分として、負担金補助及び交付金1,183万9,000円、同様に令和3年度決算に基づく事務費の精算として、一般会計への繰出金19万9,000円の増額で  
ございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第35号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第11、議案第36号、令和4年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第36号につきまして御説明申し上げます。

令和4年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の保険事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,629万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億8,650万9,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、令和3年度の決算に基づく精算によるもので、介護保険料軽減負担金として一般会計繰入金93万8,000円、繰越金7,535万3,000円のそれぞれ増額でございます。

歳出予算の主な内容は、令和3年度の決算に基づく精算を行うもので、国庫支出金等を返還するため、諸支出金を5,411万1,000円、基金積立金を1,192万9,000円、一般会計への繰出金1,025万1,000円をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ72万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,421万8,000円とするものでございます。

内容は、令和3年度からの繰越金72万8,000円を一般会計へ繰り出すものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第36号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第36号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第12、議案第37号、令和4年度熊野町上水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第37号、令和4年度熊野町上水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、収益的収入予定額を957万円増額し、総額を5億3,992万2,000円とするものでございます。

また、資本的収入予定額を1,594万9,000円増額し、総額を3,410万7,000円とし、資本的支出予定額を1,730万円増額し、総額を9,700万1,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、開発地申請に伴う特別利益、開発費収入及び配水設備に係る工事費の増額でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第37号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第37号については、原案のとおり可決されました。

〇議長（大瀬戸） これより日程第13、議案第38号、令和4年度熊野町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長（三村） 議案第38号、令和4年度熊野町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入予定額を667万7,000円増額し、総額を5億5,730万2,000円とし、収益的支出予定額を50万円増額し、総額を5億5,667万4,000円とするものでございます。

また、資本的収入予定額を1,000万円増額し、3億8,571万8,000円とし、資本的支出予定額を1,470万4,000円増額し、総額を5億6,446万6,000円とするものでございます。

収入の主な増額の内容といたしましては、令和3年度太田川流域下水道維持管理負担金の還付に伴うその他特別利益の増額でございます。

支出の主な増額といたしましては、熊野団地污水管渠布設替工事及び管更正工事に伴う工事費の増額や公共柵設置工事の増額でございます。また、人事異動に伴い、人件費の調整を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〇議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第38号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）



○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） お諮りします。

これより日程第14、認定第1号、令和3年度熊野町各会計歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第2号、令和3年度熊野町上水道事業会計決算認定についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、日程第14、認定第1号及び日程第15、認定第2号を一括議題とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第14、認定第1号及び日程第15、認定第2号を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 認定第1号及び認定第2号につきまして御説明申し上げます。

まず、認定第1号の令和3年度熊野町各会計歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金運用状況に監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

続きまして、認定第2号の令和3年度熊野町上水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度の上水道事業会計決算に監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま提案されました認定第1号及び認定第2号は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託したいと思います。また、本特別委員会には地方自治法第98条第1項の規定による検査の権限を付与することにしたいと思います。

すが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号及び認定第2号は、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに一括して審査を付託し、また地方自治法第98条第1項の規定による検査の権限を付与することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置しました決算特別委員会の委員長及び副委員長は議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員長及び副委員長は議長において指名することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置しました決算特別委員会の委員長に山野議員、副委員長に中島議員を指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員長に山野議員、副委員長に中島議員を指名することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会とします。

(散会 15時45分)